重要事項等のご説明

損保ジャパン日本興亜
損保ジャパン

「家財総合プロテクション」　＜動産総合保険＞

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してお客さまに不利益になる事項など、ご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取り扱いについてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますとともに、ご加入後も加入者証とともに大切に保管くださいますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項などをご確認ください。また、ご不明な点については、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお問い合わせください。
アメリカン・エキスプレスは損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、アメリカン・エキスプレスとご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

家財総合プロテクション＜動産総合保険＞

ご契約の概要

■商品の仕組み
「家財総合プロテクション」は、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル，Inc.（以下、アメリカン・エキスプレスといいます。）を保険契約者として、株式会社損害保険ジャパン（以下、損保ジャパンといいます。）が引き受ける動産総合保険契約をもとに提供されます。「家財総合プロテクション」は、動産総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。

■補償の内容
＜補償の概要＞
被保険者が、加入依頼の際に、アメリカン・エキスプレスに報告した日本国内の自宅住所にある被保険者所有の家財（ただし、以下記載の「除外物件」を除きます。）の偶然な事故による破損・盗難・火災などの損害を補償します。さらに、上記家財のうち、本プラン加入日以降にアメリカン・エキスプレスのカードを使って購入したメーカー保証期間が1年間の品（以下、カード購入商品（メーカー1年保証付といいます。）の偶然な事故による電気的・機械的な故障の損害を補償します。
＜除外物件＞
次に掲げる物は、補償の対象になりません。
・旅行者用小切手、あらゆる種類のチケット、譲渡可能な証書類、現金またはそれに準じるもの
・動物あるいは生きている植物
・自動車、オートバイ、モーターボート、航空機、ヨット、船舶など
・義歯、義肢、コンタクトレンズなど
・食料品
・教本、設計書、図案、帳簿など
・被保険者が従事する職業上の商品となるもの、または職業上の什器備品
・ソーラーシステム・給湯器・照明・インターホン・火災警報器・温水便座等、建物の一部を構成するもの

■補償の範囲
＜お支払いの対象となる主な場合＞
・火災　・落雷　・破裂または爆発　・盗難　・破損　・航空機の墜落　・車の飛び込み　・その他偶然な外来の事故による損害
※カード購入商品（メーカー1年保証付）については、以下の損害も対象となります。
・電気的または機械的事故による損害
＜お支払いの対象とならない主な場合＞
・保険契約者、被保険者などの故意または重大な過失によって生じた損害
・保険の対象の欠陥、自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動
・地震、噴火、これらによる津波、水災による損害
・保険の対象の加工着手後に生じた損害
・置き忘れ、紛失による損害
・偶然な外来の事故によらない電気的または機械的事故による損害
※カード購入商品（メーカー1年保証付）については、上記に関わらず補償されます。メーカー保証が1年でないカード購入商品は、本損害については、お支払いの対象となりません。
・詐欺または横領による損害
・保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣による損害（火災、破裂または爆発事故が生じた場合を除きます。）
・商品の誤った使用（取扱説明書で禁止された使用）によって生じた損害
・意図的に被保険者などが虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
・被保険者に引き渡される前および配送中に対象に生じた損害
・メーカー保証の対象となる損害およびメーカーによるリコールまたは無償取替の対象となる補償の対象に関する損害
・業務使用に起因する損害

など

■保険金のお支払い
＜保険金のお支払方法＞
保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度に損害額から自己負担額（1回の事故について3千円）を差し引いた額を損害保険金としてお支払します。ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

（注1）損害額は、対象となる物品の保険価額を基準に定めます。
（注2）全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、損害額から自己負担額を差し引きません。
なお、いずれの場合もこの保険契約において、支払う保険金の額は、すべての損害の補償を合算して、保険期間中を通じて以下の金額が限度となります。

家財総合プロテクション	30万円

＜ご契約金額の設定について＞
・ご契約金額（保険金額）は、保険の対象の価額に合わせて設定ください。
・保険の対象の価額を超えてご契約金額（保険金額）を設定されても、その超過分については保険金のお支払い対象となりません。なお、保険の対象の価額を超える部分についてはご加入者のご契約を取り消すことができる場合があります。
・保険金額が時価額（保険価額）に満たない場合は、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。
また、対象となる物品ごとの補償の限度額は、以下記載の図のとおりとなります。

製品使用期間		カード購入商品（メーカー1年保証付）＜電機的・機械的な原因による故障の損害＞	ご自宅の所有家財＜破損・盗難・火災などの損害＞
補償限度額	購入日から6ヶ月	（メーカー保証）	購入金額の100%
	6ヶ月超から1年	（メーカー保証）	購入金額の 90%
	1年超から2年	購入金額の80%	
	2年超から3年	購入金額の70%	
	3年超から4年	購入金額の60%	
	4年超から5年	購入金額の50%	
	5年超	補償はありません	購入金額の 50%

なお、上記に規定する限度額が、損害の生じた地および時における本保険の対象の価額を超える場合は、損害の生じた地および時における本保険の対象の価額をもって、補償の限度額とします。
一対あるいは一組のものからなっている場合は、それらが単独では使用不可能あるいは交換不可能でないかぎり、損害部分の価値を超えて補償されません。

■保険の責任期間と保険の継続
＜保険の責任期間と保険の継続について＞
保険の責任期間は、アメリカン・エキスプレスが受け付けた加入依頼に基づき、加入依頼をされた日の翌日午前0時にはじまり（以下責任開始日といいます。）、責任開始日から1年後の応当日午前0時までの1年間となります。
以降、ご加入者（カード会員ご本人）からアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンへ、もしくはアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンからご加入者（カード会員ご本人）へ書面での通知がない限り、毎年自動的に継続されます。
また、本保険の提供元となる、アメリカン・エキスプレスを保険契約者として、損保ジャパンが引き受ける動産総合保険契約が終了した場合は、保険契約が継続されません。（当該動産総合保険契約の終了日以降の直近応当日午前0時までが保険の責任期間となります。）
なお、損害保険金の支払額が、保険期間中を通じて**■保険金のお支払い**に記載の限度額（30万円）以上となった場合は、本保険はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了し、継続されません。この場合、保険料は返還されませんので、ご了承ください。
＜加入後の解約について＞
ご加入後の中途における解約のお申し出について、本保険はアメリカン・エキスプレスが解約お申し出を受け付けした日の翌日午前0時が解約日となります。また、ご加入者がカード会員の資格を喪失された場合、本保険は会員資格を喪失した日の翌日午前0時が解約日となります。
加入後の解約については、当該解約日までが保険の責任期間となります。

■契約お申し込み条件（保険金額・保険料など）
①加入資格
アメリカン・エキスプレスのカード会員の方にご加入いただけます。
※加入依頼時のご申告内容によりましては、損保ジャパンがお申し込みをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
②被保険者の範囲
●お申し込み人本人（カード会員の方）
③他の保険契約がある場合
ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理・無駄のないプランをお選び下さい。すでにこの保険と同種の内容を補償する他の保険契約にご加入されている場合は、すべての保険契約をご勘案ください。
※本保険は、他の保険で補償されない部分の補償を目的としています。補償の対象に損害が発生したときは、そちらにご請求くださると同時に、アクシデントヘルプデスクまでご連絡ください。他の保険からの回収金額が損害額に満たない場合、本保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。
④保険金額と保険料
保険金額と保険料は、同封のパンフレット・加入者証等をご参照ください。

■継続時の取り扱い
継続時において、損保ジャパンが継続契約のお引受けをお断りする場合があります。また、保険料は保険期間（1年間）を通して変わりませんが、継続契約について損保ジャパンが特に認めた場合、将来に向かって変更される場合があります。

■保険料について
保険料は「アメリカン・エキスプレスのカード会員規約」に基づき、アメリカン・エキスプレスの発行するクレジットカードを通じて、お支払いいただきます。
なお、保険料のお支払いがなかった場合には、保険金をお支払いしません。

■解約と解約返戻金
ご契約を解約される場合には、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求することがあります。詳しくはアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

（SJ13-09247　2013.11.19）

ご注意喚起情報

■ご契約締結時における注意事項

＜告知義務＞

被保険者には、本保険へのご加入依頼の際、告知事項について、アメリカン・エキスプレスに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

●告知事項

・被保険者のご住所、お名前、他の同種の保険契約の有無

※他の同種の保険契約とは、家財を補償する火災保険や携行品を補償する保険などをいいます。

保険契約締結の際に、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

＜重大事由解除＞

保険金詐欺等のモラルリスクを防止するために以下に該当する場合、保険契約を解除することがあります。

①保険金の不正取得を目的として故意に損害を発生させた場合

②保険金の請求に詐欺行為があった場合

③保険加入者等と保険会社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合

■ご契約締結後における注意事項

＜通知義務・通知事項＞

保険契約締結後、通知事項が発生する場合は、遅滞なくアメリカン・エキスプレスまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

●通知事項

・被保険者のご住所、お名前

■事故が起こった場合

＜事故の通知＞

事故が起こった場合は、遅滞なくアクシデントヘルプデスクまでご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。被保険者に保険金を請求できない事情がある場合、ご親族のうち所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜保険金のご請求にあたって＞

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
<1>	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 等
<2>	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
<3>	時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書、復旧通知書 等
<4>	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書（写）、保証書 等
<5>	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
<6>	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
<7>	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

（注）事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

＜保険金のお支払い時期について＞

前期の表に記載された書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■契約お申し込みの撤回等について

本契約はアメリカン・エキスプレスを保険契約者とした動産総合保険契約をもとに提供されております。したがいまして、契約お申し込み後の契約お申し込みの撤回等（クーリングオフ）はできませんので、ご注意ください。

保険開始前にお申し込みの取消しをご希望される場合は、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお問い合わせください。

■解約（保険加入者の申出による解除）

保険契約を解約される場合には、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお申し出ください。

■保険会社破綻時の取り扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

■個人情報の取り扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。

④損保ジャパンが、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。損保ジャパンの個人情報保護宣言、損保ジャパンのグループ企業や提携先企業、等については損保ジャパンのホームページ（http://www.sompo-japan.co.jp）をご覧下さい。

■その他ご注意いただきたいこと

＜保険の対象の譲渡について＞

保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。

＜加入者証について＞

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入後1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、アメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンまでお問い合わせ下さい。

■保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●商品に関するお問い合わせ アメリカン・エキスプレス メンバーシップ保険デスク	0120-020-345 受付時間 9:00～17:00 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）
●事故が起こった場合 アクシデントヘルプデスク	0120-965-530 受付時間 9:00～17:00 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。） ショッピング・プロテクション・ワイド／家財総合プロテクションの事故の件とお申し付けください。
●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ **窓口：株式会社損害保険ジャパン** ※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、アメリカン・エキスプレス、損保ジャパン営業店、サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。	0120-888-089 受付時間 平日9:00～20:00 土日祝日:9:00～17:00 （12月31日～1月3日はお休みとさせていただきます。） ＜インターネットホームページアドレス＞http://www.sompo-japan.co.jp
●保険会社との間で問題を解決できない場合 **（指定紛争解決機関）** **窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」** ※損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	0570-022808 受付時間 平日:午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。） ＜通話料有料＞ PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 ＜インターネットホームページアドレス＞http://www.sonpo.or.jp

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

（SJ13-09247　2013.11.19）